

## ダスキンヘルスレント奈良橿原ステーション運営規程

### 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

#### (事業の目的)

第1条 株式会社ケンモクが設置するダスキンヘルスレント奈良橿原ステーション（以下「事業所」という。）において、実施する特定福祉用具販売事業及び特定介護予防福祉用具販売事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの（以下「専門相談員」という。）が、要支援、要介護状態にあるものに対し、適正な特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要支援、要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の選定の援助、取り付け、調整等を行い、特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]を販売することにより、利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、医療機関、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの適用に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(一) 名称 ダスキンヘルスレント奈良橿原ステーション

(二) 所在地 橿原市今井町3丁目11-25

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(一) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(二) 福祉用具専門相談員 2名以上

福祉用具専門相談員は福祉用具販売等の提供にあたり、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具販売計画を作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(一) 営業日 月曜日から土曜日（ただし国民の祝日、年末年始 12月30日から1月3日は休業日とする。）

(二) 営業時間 9:00～18:00

(特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]の提供方法、取扱種目)

第6条 事業所で行なう特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(一) 特定福祉用具貸与[特定介護予防福祉用具貸与]の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、故障時の対応等に関する情報等を説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(二) 福祉用具の提供にあたっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

(取り扱う種目) 第7条 特定福祉用具販売等において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- (ア) 腰掛便座
- (イ) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (ウ) 入浴補助用具
- (エ) 簡易浴槽
- (オ) 移動用リフトのつり具の部分
- (カ) 排泄予測支援機器
- (キ) 固定用スロープ
- (ク) 歩行器（歩行車を除く）
- (ケ) 単点杖（松葉杖を除く）

(コ) 多点杖

なお、事業所において取扱うサービスの種目は厚生労働大臣の定める全種目とする

(販売費等)

第8条 特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]等を提供した場合の利用料は、別紙カタログによるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費については、実費とする。
- 3 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は橿原市・大和高田市・桜井市・天理市・香芝市・宇陀市・五條市・御所市・葛城市・田原本町・広陵町・上牧町・河合町・王寺町・川西町・三宅町・御杖村・曾爾村とする。

(苦情処理)

第10条 特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]に関し、法第23条の規定により市区町村が行う質問若しくは照会に応じ、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方の連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業員全員で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行なう。また、苦情記録、その対応を保管し再発を防ぐ。

(事故発生時の対応)

第 11 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業者は、事故の状況や事故に際して取った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第 12 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 13 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(一) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(二) 継続研修 年 6 回

- 2 従業者に身分を証明する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]に関する記録、帳簿等を整備し、サービス提供の日から 5 年間保存するものとする。
- 4 都道府県及び市区町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合にはその改善の内容を都道府県等に報告する。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケンモクと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 第14条 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続するために、業務継続計画を策定します。なお、当該計画については、従業員に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。又、定期的に計画の見直しを行います。

#### 第15条 感染症対策

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう半年毎に対応を検討する対策会議を開催し、その結果を従業員に周知徹底を図るとともに、対応方針を整備します。

又、従業員に対し、感染症対策の研修及び訓練を定期的実施します。

#### 第16条 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護/虐待等の防止等のための次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定 責任者：那谷 彰英
- (2) 虐待防止のための指針の整備及び対策委員会の設置、従業員に対する啓発と定期的な研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者はサービス提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政等に通報するものとします。

3 事業者は指定居宅事業者としての商品・サービスの提供にあたっては、当該利用者の生命又は身体を保護するために緊急及びやむを得ない場合を除き身体拘束に関わる提供を行いません。提供にあたっては医療・介護のサービス従業者・利用者の家族・行政等の意見を基に行います。

#### 第17条 その他運営に関する重要事項

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規定は、令和8年4月1日から施行する。